

事務局 長
教務部 長
学生部 長
図書館 長 殿
医学教育部 長
病院 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長
(公印省略)

防衛医科大学校学生センターの管理及び運営について (通達)

改正 平成 4年 5月 1日
平成23年12月27日
平成26年 4月 1日
令和 5年 6月30日

標記について、下記のとおり実施することとしたので通達する。

記

1 趣旨

この通達は、防衛医科大学校学生センター（以下「学生センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、防衛省共済組合防衛医科大学校支部長（以下「支部長」という。）が使用許可を受けている区域及び一般社団法人防衛医科大学校同窓会長（以下「同窓会長」という。）が使用許可を受けている区域については、それぞれ支部長及び同窓会長の定めるところによる。

2 開館時間及び休館日

(1) 学生センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、学生部長が必要と認める場合は、この限りではない。

ア 月曜日から木曜日まで 0900～2200

イ 金曜日、休養日、休日及び翌日が休日である平日 0900～2230

(2) 学生センターの休館日は、次のとおりとする。

ア 年末年始の特別休暇の期間

イ 学生部長が必要と認める日

3 使用区分

- (1) 学生センターの用途別使用区分は、別紙のとおりとする。
- (2) 学友会事務室及び暗室は、学友会学生委員会等に使用させる。
- (3) 部室及び音楽室は、学生部長が学友会学生委員会等の意見を聴いて指定する学友会の部又は同好会等に使用させる。

4 使用手続等

- (1) 和室、談話室、娯楽室、小会議室及び大会議室は、開館時間中使用することができる。ただし、使用を希望する者は、使用日の前日までに学生課長に申請するものとする。
- (2) 開館時間以外の時間に学生センターの使用を希望する者は、原則として使用日の1週間前までに学生課長に申請するものとする。

5 遵守事項

- (1) 学生センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 許可された使用日時を守ること。
 - イ 許可された目的以外に使用し、又は転貸しないこと。
 - ウ 和室以外で火気を使用しないこと。
 - エ 1階玄関ホール以外で飲食をしないこと。ただし、特に飲食の必要がある場合は、あらかじめ学生課長に申請するものとする。
 - オ 喫煙しないこと。
 - カ 施設、設備及び備品等を破損し、又は滅失しないこと。
 - キ 騒音、喧騒等により他の者に迷惑をかけないこと。
 - ク 使用後は清掃を行い、戸締り、消灯を行う等すべてを原状に復すること。
 - ケ その他学生部長が指示すること。
- (2) 使用者が前号に掲げる事項を守らない場合は、以後、使用を禁止するものとする。

6 損傷等の報告

使用者は、施設を破損し、又は備品を亡失若しくは損傷した場合は、速やかに学生課長に届け出なければならない。

7 その他

この通達に定めるもののほか、学生センターの管理及び運営に関し必要な事項は学生部長が定める。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。

用途別使用区分

厚生施設	売店（クリーニングを含む。） 食堂 喫茶室 和室 談話室 娯楽室
管理施設	面談室×1 学生相談室 小会議室×3 大会議室（放送室及び映写室を含む。）
課外活動施設	学友会事務室 暗室 部室×9 音楽室

別記様式

施設使用責任者 (学生課長)	学生係長

学生センター使用申請書

1 所 属

(学友会名) _____

申請者 _____

2 使用目的

3 使用時期及び場所

使用場所		大会議室 (3 F)	小会議室 (2 F)
期 間			
使用時間	平 日		
	土、日、 休日等		

使用場所		その他 ()
期 間		
使用時間	平 日	
	土、日、 休日等	

4 その他